

第 5219 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月 7日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 競馬の払戻金に係る所得区分の改正案

**Q**：競馬の馬券の払戻金に係る所得区分は、一時所得ではなく雑所得であるとする判断が最高裁によって下されたことで、通達が見直されるとのことですが、どのようになるのですか？

**A**：次のような改正案が公表されました。

### 【解説】

さきごろ、最高裁の判断を受けて、国税庁では、これまでの取扱通達を見直し、次のように改正するとの意見公募をしました。

（一時所得の例示）

34-1 次に掲げるようなものに係る所得は、一時所得に該当する。

(1) 省略

(2) 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金等（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く）

1. 馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して独自の条件設定と計算式に基づいてインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を恒常的に上げ、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有することが客観的に明らかである場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する。

2. 上記以外の場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、一時所得に該当することに留意する。

